

障がい福祉サービス（短期入所）重要事項説明書

県北西部地域医療センター国保白鳥病院

本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づくサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付の支給決定を受けた方が対象となります。本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者概要

事業者名称	郡上市
主たる事務所の所在地	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
法人名	郡上市
代表者名	郡上市長 日置 敏明
電話番号	0575-67-1121

2 利用事業所

ご利用事業所の名称	県北西部地域医療センター国保白鳥病院
指定番号	岐阜2111000531号
サービスの種類	短期入所
サービスの対象	障がい児
利用定員	2人
所在地	郡上市白鳥町為真1205-1
電話番号	0575-82-3131
管理者	後藤 忠雄
通常の事業の実施地域	郡上市
開設年月日	平成30年6月1日

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭において、事業者が利用者に対して必要な障害者自立支援法に規定される「短期入所事業」のサービスを適切に提供することを目的とします。
運営の方針	短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に短期入所サービスを提供します。また利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活上の援助や日中活動支援にあたっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

4 利用事業所の職員体制

利用事業所の職員職種	員数	備考
管理者	1名	
医師	1名	
看護師	3名	

管理栄養士	1名	
薬剤師	1名	
臨床検査技師	1名	
診療放射線技師	1名	
理学療法士	1名	
事務職員	1名	

5 営業日、営業時間

営業日	1月1日から12月31日まで
営業時間	午前0時から午後12時まで

6 サービスの内容

1. 食事の提供
2. 入浴又は清拭
3. 身体等の介護
4. 機能訓練
5. 生活相談
6. 健康管理
7. 1から6に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言

7 利用料

障がい福祉サービス利用料	短期入所を利用する際は、郡上市において「自立支援給付」の支給決定を受ける必要があります。月の利用回数が定められています。自己負担は介護給付費の1割+食費等となります。利用者は、事業者に対し原則として障害者総合支援法で定める基準により算定した額を支払います。（別紙障がい福祉サービス（短期入所）のご案内参照）
支払方法	利用後に請求書又は納付書を病院より発行しますので病院会計窓口又は病院の指定する口座にお支払いいただきます。

8 サービス利用に当たっての留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備・器具のご利用は、職員の許可を得て、職員の指示に従ってください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。 ・利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで利用ができない場合があります。

9 緊急時の対応方法

<p>サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師また協力医療機関（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また管理者に報告します。</p> <p>協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>

10 協力医療機関等

<p>協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼する医療機関です。ただし、優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。緊急時は通常の救急医療業務として適切な機関に紹介を行います。</p>
--

1 1 事故発生時の対応

指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を速やかに行います。

1 2 非常災害時の対応

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 3 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1 4 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めます。

1. 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
2. 成年後見制度の利用支援
3. 苦情解決体制の整備
4. 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

15 苦情解決の体制

提供した指定短期入所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

当院 ご利用時間 平日 午前8時15分～午後5時

ご利用方法 電話 0575-82-3131

面接場所：県北西部地域医療センター国保白鳥病院1階事務所

責任者：総務課長

岐阜県福祉サービス運営適正化委員会 苦情相談窓口担当者

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 058-278-5136

その他 各振興事務所窓口、郡上市役所、中濃県事務所、岐阜県等に相談窓口が設置してあります。

16 心身の状況の把握

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

短期入所事業者は、その他障がい福祉サービス等の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定短期入所の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

① 指定短期入所の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

② 指定短期入所の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 第三者評価の実施状況

○実施していない 実施している (評価機関名)

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---